

住居表示のしおり

令和2年2月3日から
住所の表し方が変わります



ざまりん
座間市マスコットキャラクター

～目次～

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ
- 郵便番号について・・・・・・・・・・・・ 3ページ
- お届けしたもの・・・・・・・・・・・・ 4ページ
- 新しい住所の表し方・・・・・・・・・・・・ 6ページ
- 本籍と不動産の表し方・・・・・・・・・・・・ 7ページ
- 実施後の手続・・・・・・・・・・・・ 9ページ
- 登記申請書の作成要領・・・・・・・・・・・・ 16ページ
- 関係行政機関位置図・・・・・・・・・・・・ 21ページ
- よくある質問・・・・・・・・・・・・ 22ページ

はじめに

皆様がお住まいの入谷地区では、令和2年2月3日から住居表示を実施するため、住所の表し方が変わります。

現在、入谷地区の住所は「地番」を用いて表示されています。「地番」は、住所を表すために付けられたものではないので、土地の売買などに伴い分筆・合筆が繰り返された結果、大変複雑になっています。

そこで、分かりやすく訪ねやすいまちづくりのため、住居表示を実施します。

本書では、住居表示の実施により何が変わり、どのような手続が必要となるかについて御案内します。

何かとお手数をおかけしますが、御理解と御協力をお願いします。

複雑になった原因

- ・土地の分筆・合筆により、地番の欠番などが増え、順序良く並んでいない。
- ・一筆の面積が大きい土地では、複数の家屋が建ち、同一の住所を使った建物がある。
- ・複数の地番にまたがって建っている家屋は、代表地番を住所としているため、隣接した住所との連続性が無い。

住居表示を実施すると

- ・火災等の緊急時に通報する際、場所の特定がしやすくなる。
- ・緊急車両の到着が速やかになる。
- ・郵便、荷物などの集配業務で誤送などが起こりにくくなる。
- ・場所の案内をしやすくなる。

入谷地区住居表示実施までの経過

○検討会

- ・平成27年7月から平成29年12月までに計10回開催
- ・入谷地区及び周辺住民と商工会の計14名
- ・検討方法は、ワークショップ形式（住民参加の研究集会）

○アンケート

- ・第1回：平成28年度（住居表示実施に関する市民アンケート）
- ・第2回：平成29年度（住居表示実施に関する（町名）市民アンケート）

○座間市住居表示審議会

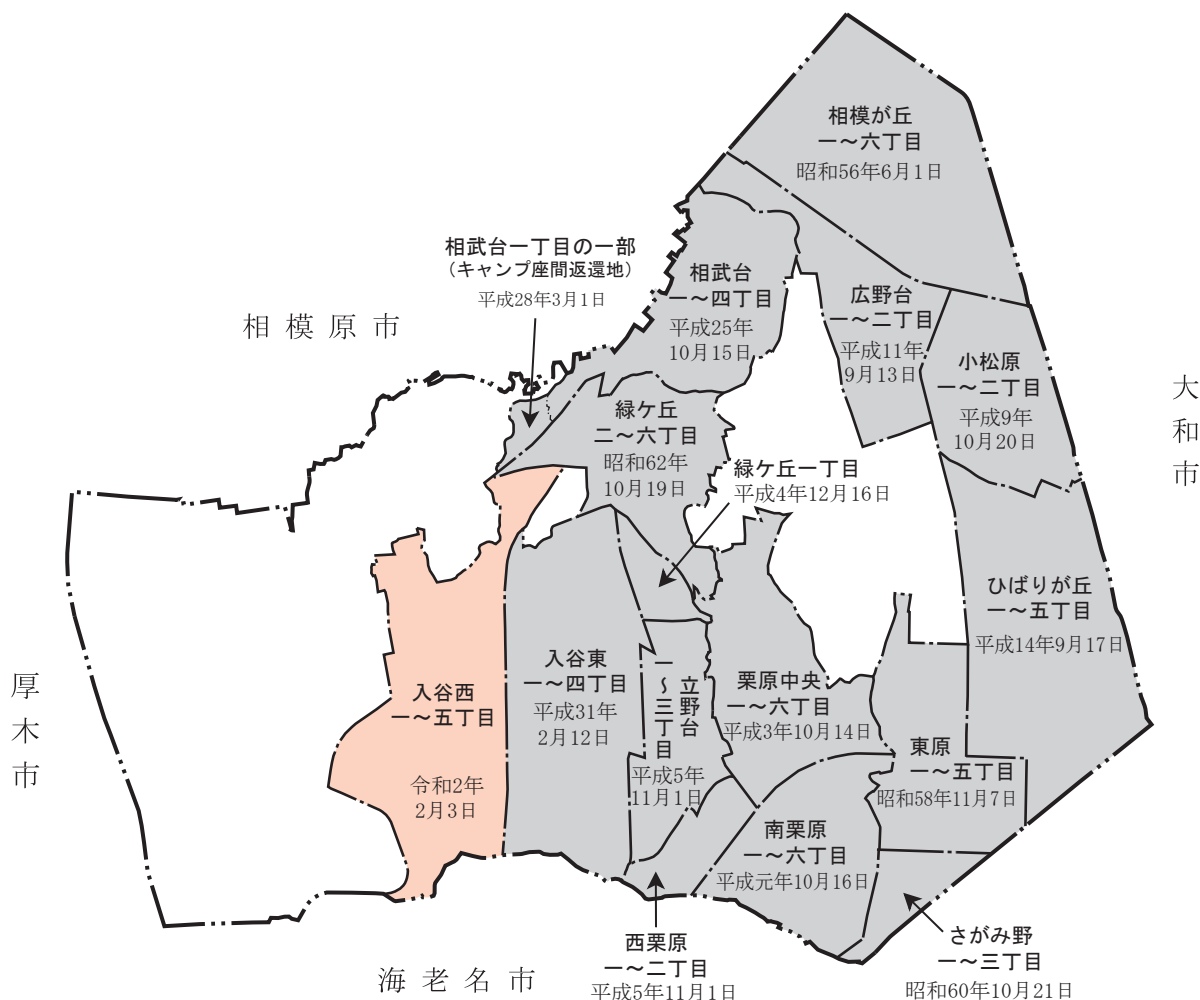
- ・第1回：入谷地区住居表示（素案）について
- ・第2回：議案第1号 入谷地区住居表示（案）について

町の名称

入谷西：アンケート結果を基に、検討会で議論を重ね決定しました。

市内の住居表示実施区域

座間市では、順次、住居表示を実施し、これまでに入谷西地区を除いた以下の地区が実施済みとなっています。



郵便番号について

住居表示実施後、郵便番号は以下のとおり変更されます。

〒252-0029

《入谷西一丁目～入谷西五丁目》

※旧住所の郵便物は、住居表示の実施以降も数年程度は配達されます。それ以降については、変更時の資料等により把握できる範囲で配達されます。

お届けしたものの

<p>住居表示のしおり</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住居表示の概要や手続等を説明した小冊子です。（本書）
<p>住居番号設定通知書 (1人・又は1事業所につき12通)</p> <p>※ A4サイズ・3面割付で作成しています。 必要に応じて切り離して御利用ください。</p> <p>※ 各世帯員の通知書が同封されています。御確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> あなたの新しい住所が記載された通知書です。 各種の住所変更の手続の際に御利用ください。 <div data-bbox="613 533 1260 848" data-label="Image"> </div>
<p>住居表示新旧対照案内図</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今回の住居表示実施区域を表した案内図です。 町区域、街区符号、住居番号、旧住所等を記載しています。
<p>新住所お知らせ用はがき (1世帯・又は1事業所につき50枚) ※ 8ページ参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住居表示の実施に伴う住所変更を、親戚、知人、友人等にお知らせするはがきです。 このはがきは、郵便局が通信事務として配達しますので、送料は無料です。
<p>登記申請書</p>	<ul style="list-style-type: none"> 不動産登記（土地・建物）の名義人住所を変更するための申請用紙です。詳細は本書16ページ以降を御参照ください。 <p>※不動産の名義人でない場合は、この用紙は使用しません。 ※複数枚必要な場合には、コピーして利用してください。</p>
<p>住居番号表示板 (1戸につき一枚) 取付用ボンド ※ 8ページ参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新しい住所の表示板です。 <p>住居表示の効果を高めるため、門や玄関など見やすい場所への取付けに御協力ください。</p> <p>※集合住宅等の場合は、管理者又は所有者へお届けします。</p>

今後お届けするもの

本籍更正通知書

- 住居表示の実施に伴う町名変更により、本籍の表し方が変更（7ページ参照）になったこととお知らせするものです。運転免許証などの本籍変更手続（13ページ参照）の際に御利用ください。

住所	神奈川県座間市緑ヶ丘1丁目1番1号			
新本籍	神奈川県座間市入谷町2丁目123番地4			
旧本籍	神奈川県座間市入谷町1丁目123番地4			
変更日	令和 2年2月3日			
筆頭者	座間 太郎			
1	氏名	座間 太郎	生年月日	昭和53年2月24日
2	氏名	座間 花子	生年月日	昭和52年3月9日
	氏名		生年月日	
	氏名		生年月日	

本籍変更手続（13ページ参照）が必要な方には、2月末頃に「本籍更正通知書」を座間市戸籍住民課から、在籍者宛てに送付いたします。（戸籍内で同一住所の場合、筆頭者＞配偶者＞年長者の順でまとめて通知します。また、別住所の方がいる場合には、それぞれの住所に送付いたします。）

住居表示証明書について

「住居番号設定通知書」と同様に御利用いただける「住居表示証明書」を2月3日から、市役所4階都市計画課、1階戸籍住民課及び各出張所で無料で発行します。本人確認ができるものをお持ちください。

なお、事業所につきましては、都市計画課で発行いたします。

本籍の表示証明書について

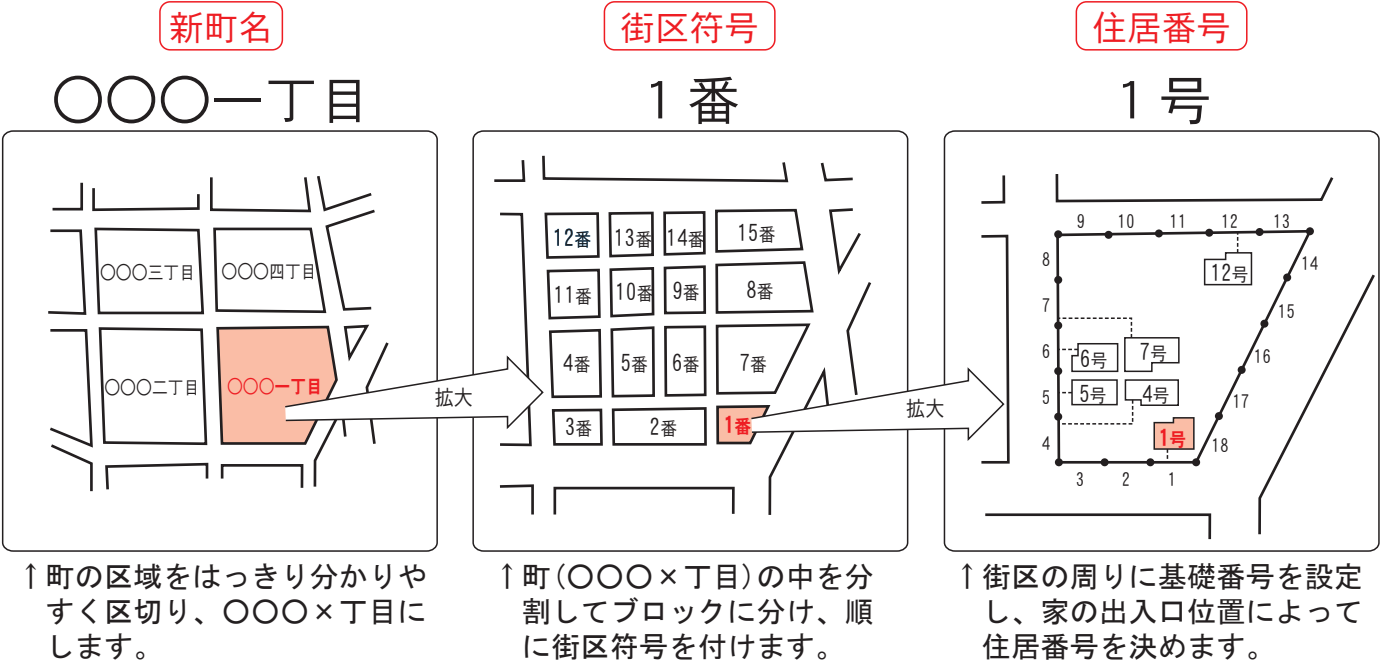
「本籍更正通知書」と同様に御利用いただける「本籍の表示証明書」を2月3日から、市役所1階戸籍住民課及び各出張所で無料で発行しますので、希望される方は本人確認ができるものをお持ちください。

※2月3日以降、本籍更正通知書の到着までの間に免許証の更新などで必要な場合に御請求ください。

新しい住所の表し方

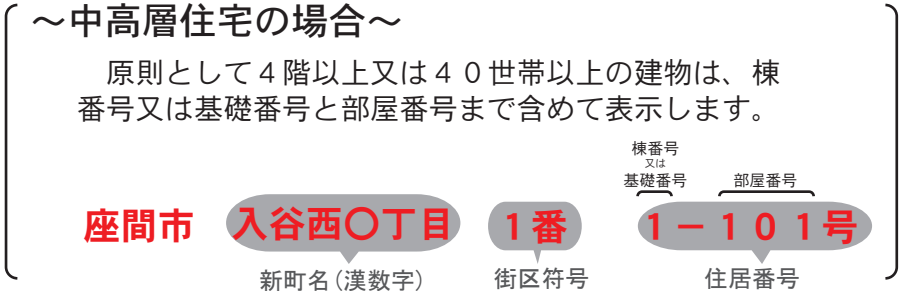
住居表示の仕組み

※図面は説明用のもので、今回の実施区域の地形とは異なります。



※町名の算用数字は漢数字に変更となります。
 ※住民票等の一部証明書では、町名が算用数字で記載されますが、事務処理上、算用数字でも差し支えないとされています。

住居表示(住所)の表示例



本籍と不動産の表示方

住居表示を実施した場合、**本籍表示及び不動産表示については新町名及び従来どおりの地番による表示を用います。** ※新町名に変更する手続は不要です。

本籍の表示例

【実施前】 座間市 入谷○丁目 1 2 3 番地 4
地番



【実施後】 **座間市 入谷西○丁目 1 2 3 番地 4**
新町名(漢数字) 従来どおり地番での表示

※本籍の表示を、地番ではなく街区符号を用いた表示「○番」に変更することもできます。変更を希望する場合は、「転籍届」が必要となりますので、市役所1階戸籍住民課(Tel.046-252-8084)にお問い合わせください。

【転籍後】 座間市 入谷西○丁目 **1 番**
街区符号

※本籍地の表示は、街区符号までです。

不動産の表示例

～土地の場合～

【実施前】 座間市 入谷○丁目 1 2 3 番 4
地番



【実施後】 **座間市 入谷西○丁目 1 2 3 番 4**
新町名(漢数字) 従来どおり地番での表示

～建物の所在の場合～

【実施前】 座間市 入谷○丁目 1 2 3 番地 4
地番



【実施後】 **座間市 入谷西○丁目 1 2 3 番地 4**
新町名(漢数字) 従来どおり地番での表示

お知らせ用はがき

- ・ 住居表示の実施に伴う住所変更を、親戚、知人、友人の方等にお知らせするはがきです。
- ・ このはがきは、郵便局が通信事務として配達しますので、送料は無料です。
- ・ はがきに印刷された書式に沿って、表面にお知らせする相手の宛名、裏面には御自身の新住所、氏名を記入し、はがきが入っていた封筒にまとめて入れて、お近くの郵便局窓口又は郵便ポストへお出してください。（数回に分けて出す場合には、輪ゴム等で束ねてください。）
- ・ このはがきが足りない場合は、座間郵便局までお申し出ください。郵便局から直接配達いたします。

※郵便局が作成した通知用のはがきと同じ形式のものを、御自身で印刷、作成された場合は、事前に郵便局長の承認を得ることで、3,000枚まで郵送料は無料です。詳しくは、座間郵便局（TEL046-251-2323）までお問い合わせください。

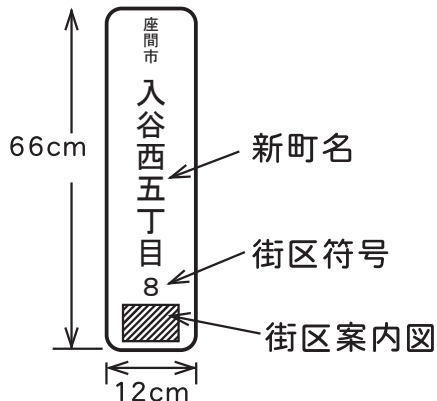
各種表示板

◎表示板の取付けに御協力をお願いします

市で取り付ける「街区表示板」や、皆様にお届けした「住居番号表示板」などは、分かりやすい町づくりを進めるために欠かせないものです。

実施日までに、皆様の家の入り口（門、玄関等）に住居番号表示板を取付けていただきますよう御協力をお願いします。

※共同住宅については、管理者又は所有者の方にお届けする予定です。



街区表示板

市が委託した作業員が電柱等に取り付けます。



住居番号表示板

郵便受けや表札の近く等見やすい場所への取付けをお願いします。

実施後の手続

手続が不要な主なもの

項 目	担 当 課	説 明
国民年金加入者 国民年金受給者 厚生年金受給者	日本年金機構厚木年金事務所 厚木市 栄町1-10-3 TEL046-223-7171	日本年金機構で新しい住所に書き換えます。 ※詳しくは厚木年金事務所までお問い合わせください。
住民基本台帳（住民票） 印鑑登録原票（印鑑登録証明書） 戸籍簿、戸籍の附票	市役所 1 階 戸籍住民課	市役所で新しい住所に書き換えます。 ※戸籍簿については、新しい町名に書き換えます。
選挙人名簿	市役所 4 階 選挙管理委員会	
母子健康手帳 妊産婦健康診査費用補助券等	市役所 2 階 健康づくり課	御自身で旧住所に二重線を引き、新住所を記入してください。
後期高齢者医療被保険者証 ⑧ 小児医療証 ⑨ 心身障害者療養受診証	市役所 1 階 医療課	住所変更した各証を 2 月中旬～2 月下旬に発送予定です。
国民健康保険被保険者証兼 高齢受給者証 限度額適用認定証・減額認定証 特定疾病認定証	市役所 1 階 国保年金課	
介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証 社会福祉法人利用者負担軽減確認証	市役所 1 階 介護保険課	住所変更した各証を 2 月下旬～3 月上旬に発送予定です。
上下水道	座間市上下水道局庁舎 1 階 水道料金お客様センター TEL046-266-5520 4 階 経営総務課	担当で新しい住所に書き換えます。
パスポート（旅券）	パスポートセンター	御自身で旧住所に二重線を引き、新住所を記入してください。
NHK、NTT、東京ガス	各関係機関	各関係機関で新しい住所に書き換えます。

※上記以外の電気、ガス、有料放送等の契約先につきましては、お手数ですが、それぞれ手続の必要があるかを各契約先にお問い合わせください。

実施後の手続

御自身で住所変更の手続をしていただくもの

住居表示の実施に伴い、皆様に住所変更等の手続をしていただく主なものは次のとおりです。

＜該当するページを御参照ください。＞

法務局の関係	
土地、建物など不動産の所有名義人の住所変更	11ページ
会社、法人等の本店又は支店等の所在地変更及び役員の住所変更	11ページ
自動車の関係	
車検証の住所変更（軽自動車）	12ページ
車検証の住所変更（普通自動車及び251cc以上の二輪車）	12ページ
軽自動車届出済証の住所変更（126～250cc以下の二輪車）	12ページ
標識交付証明書住所変更（125cc以下の二輪車及び小型特殊車両）	12ページ
自動車運転免許証、運転経歴証明書の住所及び本籍変更	13ページ
市役所の関係	
住民基本台帳カード（顔写真付き）の住所変更	14ページ
マイナンバー（個人番号）カードの住所変更	14ページ
マイナンバー（個人番号）通知カードの住所変更	14ページ
在留カード・特別永住者証明書の住所変更	14ページ
障害者手帳（身体・療育）の住所変更	15ページ
障害者手帳（精神）の住所変更	15ページ
自立支援医療受給者証（精神通院）の住所変更	15ページ
以上のほか、各電力会社、座間市立小・中学校以外の学校、勤務先、銀行、生命保険会社、損害保険会社、各種免許、許可・認可証、携帯電話、ここに記載のない資格をお持ちの方など、それぞれ手続の必要があるかを各事務担当にお問い合わせください。	

注意

- 各手続は、**2月3日以降**に行ってください。
- 住居表示実施による住所変更の手続は、原則として無料です。
ただし、「司法書士」等に依頼した場合は、その費用が掛かります。また、一部「申請用紙」の購入費用や、登録手数料が掛かるものがありますので御注意ください。
- マイナンバー（個人番号）カードは、住居表示実施前に申請手続をすると、旧住所のカードが作成されます。その場合、住居表示実施後に再度住所変更の手続が必要となります。
- 各手続に証明書の添付等が必要な場合は「住居番号設定通知書」又は「住居表示証明書」を御利用ください。
なお、「住居表示証明書」は、2月3日から市役所4階都市計画課、1階戸籍住民課及び各出張所で、無料で発行します。（事業所につきましては、市役所4階都市計画課で発行します）
- 実施日直後は、各関係機関の混雑が予想されますので御注意ください。

法務局の関係

実施日（2月3日）以降に手続きをしてください。

土地、建物など不動産の所有者名義人の住所変更		
届 出 先	期 限	必要書類など
<p>不動産の所在地を管轄する 法務局</p> <p>※座間市内の不動産の管轄は、 横浜地方法務局大和出張所</p> <p>横浜地方法務局大和出張所 〒242-0021 大和市中央1-5-20 Tel.046-261-2645</p>	<p>期限はありません。 売買・抵当権設定・抵 当権抹消などの事由 が生じた時に合わせ て手続されても構い ません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住居番号設定通知書（又は 住居表示証明書） ・登記申請書 ・印（認印で可） <p>※申請書の作成要領は、16ページ 以降を御参照ください。</p>
会社、法人等の本店又は支店等の所在地変更及び役員の住所変更		
届 出 先	期 限	必要書類など
<p>本店（又は支店）の所在地を 管轄する法務局</p> <p>※座間市内の商業・法人登記の 管轄は、横浜地方法務局湘南支 局</p> <p>横浜地方法務局湘南支局 〒251-8523 藤沢市辻堂神台2-2-3 Tel.0466-35-4620</p>	<p>本店（主たる事務 所）を管轄する法務 局においては2週間 以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住居番号設定通知書（又は 住居表示証明書） ・変更登記申請書 ・印（法務局に登録した印）
	<p>支店（従たる事務 所）を管轄する法務 局においては3週間 以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の登記が完了した事を 証する履歴事項全部証明書 ・変更登記申請書 ・印（法務局に登録した印）

自動車の関係

実施日（2月3日）以降に手続きをしてください。

車検証の住所変更（軽自動車）		
届 出 先	期 限	必要書類など
軽自動車検査協会 神奈川事務所相模支所 〒243-0303 愛川町中津字桜台4071-5 Tel.050-3816-3120	なるべく速やかに変更手続きしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・住居番号設定通知書（又は住居表示証明書） ・車検証 ・印（スタンプ印は不可）
車検証の住所変更（普通自動車及び251cc以上の二輪車）		
届 出 先	期 限	必要書類など
神奈川運輸支局 相模自動車検査登録事務所 〒243-0303 愛川町中津字桜台7181番地 Tel.050-5540-2037	なるべく速やかに変更手続きしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・住居番号設定通知書（又は住居表示証明書） ・車検証 ・印（スタンプ印は不可） <p>※事業用の普通自動車（緑ナンバー）の場合、手続きが異なります。詳しくは神奈川運輸支局輸送課（Tel.045-939-6801）までお問い合わせください。</p>
軽自動車届出済証の住所変更（126～250cc以下の二輪車）		
届 出 先	期 限	必要書類など
神奈川運輸支局 相模自動車検査登録事務所 〒243-0303 愛川町中津字桜台7181番地 Tel.050-5540-2037	なるべく速やかに変更手続きしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・住居番号設定通知書（又は住居表示証明書） ・軽自動車届出済証 ・自賠責保険証 ・印（スタンプ印は不可。所有者と使用者が異なる場合は、両方の印が必要）
標識交付証明書の住所変更（125cc以下の二輪車及び小型特殊車両）		
届 出 先	期 限	必要書類など
市役所 2階 市民税課 〒252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1 Tel.046-252-8004	新住所が記載された標識交付証明書が必要な時に手続きしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・標識交付証明書（ない場合はナンバーを確認できるもの） ・身分証明書 ・印（スタンプ印は可）

自動車運転免許証、運転経歴証明書の住所及び本籍変更		
届 出 先	期 限	必要書類など
座間警察署 〒252-0024 座間市入谷1-903 Tel.046-256-0110 運転免許センター（二俣川） Tel.045-365-3111	【2月3日以降の新住所】 〒252-0029 座間市入谷西5-50-23 なるべく速やかに変更 手続きしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・住居番号設定通知書（又は住居表示証明書） ・自動車運転免許証（又は運転経歴証明書） ・本籍更正通知書（※）（住居表示実施区域内に本籍がある場合）

運転免許証をお持ちの方で、入谷西地区住居表示実施区域内に「住所」又は「本籍」がある場合、運転免許証の記載事項について手続きが必要となります。

必要書類を添付して、管轄する警察署又は運転免許センターで、**実施日（2月3日）以降に**手続きをしてください。

1 「住所」と「本籍」が入谷西地区住居表示実施区域内にある方

住所と本籍の町名が変更となります。

◆変更届に添付が必要な書類◆

- ・住居番号設定通知書又は住居表示証明書
- ・本籍更正通知書又は本籍の表示証明書

2 「住所」が入谷西地区住居表示実施区域内にある方（本籍は区域外の場合）

住所のみが変更となります。

◆変更届に添付が必要な書類◆

- ・住居番号設定通知書又は住居表示証明書

3 「本籍」が入谷西地区住居表示実施区域内にある方（住所は区域外の場合）

本籍の町名のみが変更となります。

◆変更届に添付が必要な書類◆

- ・本籍更正通知書又は本籍の表示証明書

★必要書類については、4～5ページを参照してください。

★実施日直後は、各関係機関の混雑が予想されますので、御注意ください。

※「本籍更正通知書」は、2月末頃に市から在籍者宛てに通知します。（戸籍内で同一住所の場合は、筆頭者＞配偶者＞年長者の順でまとめて通知します。また、別住所の方がいる場合には、それぞれの住所に通知します。）

なお、転籍手続きをした場合には「本籍更正通知書」は使用できません。本籍地が記載された住民票（有料）が必要となりますので御注意ください。

市役所の関係

実施日（2月3日）以降に手続をしてください。

住民基本台帳カード（顔写真付き）の住所変更		
届 出 先	期 限	必要書類など
市役所 1 階 戸籍住民課 〒252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1 Tel.046-252-8083	期限はありませんが、身分証明書であるため、お早めに変更手続してください。 ※顔写真のないカードをお持ちの方は、手続不要です。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳カード ・暗証番号
マイナンバー（個人番号）カードの住所変更		
届 出 先	期 限	必要書類など
市役所 1 階 戸籍住民課 〒252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1 Tel.046-252-8083	期限はありませんが、身分証明書であるため、お早めに変更手続してください。 ※署名用電子証明書の住所変更手続も併せて行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード ・暗証番号
マイナンバー（個人番号）通知カードの住所変更		
届 出 先	期 限	必要書類など
市役所 1 階 戸籍住民課 〒252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1 Tel.046-252-8083	期限はありません。通知カードを利用する必要が生じた時に合わせて手続されても構いません。	<ul style="list-style-type: none"> ・通知カード ・本人確認書類
在留カード・特別永住者証明書の住所変更		
届 出 先	期 限	必要書類など
市役所 1 階 戸籍住民課 〒252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1 Tel.046-252-8083	なるべく速やかに変更手続してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・在留カード又は特別永住者証明書

※上記において、代理人が手続を行う場合、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。代理人が同一世帯の方の場合は、委任状は不要です。ただし、マイナンバー（個人番号）カードの手続の際、署名用電子証明書の住所変更及び暗証番号の再登録が必要となる場合には、同一世帯の方であっても委任状が必要です。また、代理人が手続を行った場合、即日で手続が完了しないことがあります。詳しくは、市役所 1 階戸籍住民課へお問い合わせください。

なお、2月～4月は窓口の大変な混雑が予想されます。お時間に余裕をもってお越しください。

市役所の関係

実施日（2月3日）以降に手続をしてください。

障害者手帳（身体・療育）の住所変更		
届 出 先	期 限	必要書類など
市役所 1 階 障がい福祉課 〒252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1 Tel.046-252-7132、7978	なるべく速やかに変更手続 してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳 ・印（スタンプ印は可）
障害者手帳（精神）の住所変更		
届 出 先	期 限	必要書類など
市役所 1 階 障がい福祉課 〒252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1 Tel.046-252-7132、7978	更新申請等の手続をする 際、併せて住所変更してく ださい。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳 ・印（スタンプ印は可） ・その他、更新申請等に必要 な書類
自立支援医療受給者証（精神通院）の住所変更		
届 出 先	期 限	必要書類など
市役所 1 階 障がい福祉課 〒252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1 Tel.046-252-7132、7978	更新申請等の手続をする 際、併せて住所変更してく ださい。	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療受給者証 （精神通院） ・印（スタンプ印は可） ・その他、更新申請等に必要 な書類

登記申請書の作成要領

不動産（土地・建物）所有者の住所変更の登記

不動産の所有名義人の住所が住居表示により変更となる場合は、**変更登記が必要です。**
下記の「記載事項」や各記載例を参考にして申請してください。

- 土地登記の全部事項証明書・・・表示例
- 単独所有の場合等・・・・・・・・・・記載例①
- 共同所有の場合・・・・・・・・・・記載例②
- 敷地権付き区分所有の場合・・・・記載例③

- ・ 登記申請書を1枚作成の上、登記原因証明情報として住居番号設定通知書又は住居表示証明書を添付し、所在地を管轄する法務局に申請してください。
なお、郵送で申請する場合は、簡易書留で所在地を管轄する法務局に送付してください。登記完了証を郵送で受け取る場合は、申請書及び添付書類のほかに、返信用封筒（切手貼付、宛名記入したもの）を同封してください。
- ・ 土地と建物などが同一の所有名義人の場合は、同時に申請することが可能です。なお、申請したい不動産を1枚に書ききれない場合は、本書に同封している継続紙に残りの不動産の表示を記入し、つづり目に所有名義人の印で割印をしてください。
- ・ 数字は（0 1 2 3 4 5 6 7 8 9）で記入してください。
- ・ 不動産所有権登記名義人の住所変更には期限がありませんので、売買、相続、抵当権設定、抵当権抹消などの事由が生じたときに手続をすれば問題ありません。

詳しくは法務局までお問い合わせください
横浜地方法務局大和出張所
〒242-0021 大和中央1-5-20 TEL046-261-2645

～登記相談窓口は予約制となります。事前に電話又は窓口でお申し込みください～

記載事項

1 変更後の事項

住居表示で変更になった新しい住所を記入してください。

2 申請人

新しい住所、氏名、連絡先の電話番号を記入し、押印してください。
（※認め印で構いません。スタンプ印は不可です。）

3 添付書類

登記原因証明情報（住居番号設定通知書又は住居表示証明書）を各申請人分添付してください。

★注意（事前に必ず御確認ください）

住居番号設定通知書又は住居表示証明書に記載されている氏名や変更前の住所が、登記上の名義人（所有者）やその住所と異なる場合は、その移転等を証明するもの（住民票や戸籍謄（抄）本等）が必要となります。
詳しくは法務局にお問い合わせください。

4 申請年月日

申請する年月日と、提出する法務局の名称を記入してください。

5 不動産の表示

皆様がお持ちの登記済証（権利証）等を参照し、記入してください。

※権利証がない方や増改築等で変更のあった方などは、法務局で登記事項要約書又は登記事項証明書を申請するなど登記内容を御確認の上、記入してください。

土地登記の全部事項証明書（表示例）

神奈川県座間市入谷一丁目9999-99 全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)		調製 平成〇年〇月〇日	不動産番号 012345679012
地図番号 余白	筆界特定 余白		
所在 座間市入谷一丁目 ←法務局が変更します		余白	
①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
9999番99	宅地	300.00	9999番1から分筆 〔平成〇年〇月〇日〕
↑地番に変更はありません			

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成〇年〇月〇日 第11111号	所有者 座間市入谷一丁目9999番地99 座間太郎 ↑所有者の申請により変更します

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成〇年〇月〇日 第22222号	原因 平成〇年〇月〇日設定 極度額 金3,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 座間市入谷一丁目9999番地99 座間太郎 抵当権者 東京都千代田区丸の内一丁目〇番〇号 株式会社〇〇銀行 (取扱店 座間支店) 共同担保 目録(あ)第3333号

住居表示の実施により、所有者の住所表記が変わりますので、変更の申請が必要になります。

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した面である。

平成〇年〇月〇日
横浜地方務局大和出張所 登記官 登記太郎 (印)

ただし

不動産所有者の住所変更については、手続の期限はありません。
 売買や相続等の手続と同時に住所変更手続を行っても構いません。
 また、住所変更の登録免許税（手数料）は無料となります。

記載例①（単独所有の場合など）

～注意～

この記載例①は、単独の名義人について住所変更するための例です



捨印

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和2年2月3日 住居表示実施

変更後の事項 住所 座間市 入谷西 **五** 丁目 **8** 番 **1** 号

新しい住所
を記入

申請人 住所 座間市 入谷西 **五** 丁目 **8** 番 **1** 号

新しい住所、
氏名、連絡先
を記入し押印

氏名 **座間 太郎**



連絡先の電話番号 **000-000-0000**

住居番号設定通知書
(又は証明書)を添付

添付書類 登記原因証明情報 **1** 通

法務局へ申請する年月日と
提出先の法務局の名称を記入

令和 **XX** 年 **XX** 月 **XX** 日申請 **横浜地方** 法務局 **大和出張所** 御中

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

不動産の表示 登記済証（権利証）や登記事項証明書（登記簿謄本）の記載どおり正確に記入。ただし所在欄の町名は新町名にする。

不動産番号	所在	地番	地目	地積 m ²
1234567890123	座間市 入谷西五丁目	345 番	宅地	300.33

建 物

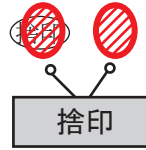
不動産番号	所在	種類		
0987654321012	座間市 入谷西五丁目 345 番地	居宅	構造	木造瓦葺2階建
家屋番号	345 番	種類	構造	床面積
床面積	1階 120.00 m ²	2階 60.00 m ²		

不動産番号(13桁)を記載した場合は、破線で囲われた部分（土地の所在、地番、地目及び地積、建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）の記載を省略することができます。

記載例②（共有の場合）

～注意～

この記載例②は「共有の不動産で、複数の名義人が住所変更」となる場合の例です。
 なお、今回の住居表示地区外の共有者については申請の必要はありません。



「共有者〇〇の住所 座間市入谷西～」
 という表現で、それぞれの共有者の新しい住所を記入

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和2年2月3日 住居表示実施

共有者座間太郎及び座間花子の

変更後の事項 住所 座間市 入谷西 **五** 丁目 **8** 番 **1** 号

申請人 住所 座間市 入谷西 **五** 丁目 **8** 番 **1** 号

申請人全員の氏名、住所、
 連絡先を記載し押印

氏名 **座間 太郎**

連絡先の電話番号 **000-000-0000**

住所 **同所同番号**

氏名 **座間 花子**

連絡先の電話番号 **000-000-0000**

添付書類 登記原因証明情報 **2** 通

共有者それぞれの
 住居番号設定通知書
 (又は証明書)を添付

令和 **XX** 年 **XX** 月 **XX** 日申請 **横浜地方** 法務局 **大和出張所** 御中

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

法務局へ申請する年月日と
 提出先の法務局の名称を記入

不動産の表示
 土地

登記済証（権利証）や登記事項証明書（登記簿謄本）の記載どおり
 正確に記入。ただし所在欄の町名は新町名にする。

不動産番号	所在	地番	地目	地積 m ²
1234567890123	座間市 入谷西五丁目	345 番	宅地	300.33

新町名

所在地番（従来の地番）

建物

不動産番号	0987654321012	所在	座間市 入谷西五丁目 345 番地		
家屋番号	345 番	種類	居宅	構造	木造瓦葺 2階建
床面積	1階 120.00 m ²	2階	60.00 m ²		

不動産番号(13桁)を記載した場合は、破線で囲われた部分（土地の所在、地番、地目及び地積、
 建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）の記載を省略することができます。

記載例③（敷地権付き区分所有の場合）

～注意～

この記載例③は「敷地権付き区分所有」（＝分譲マンションなど）の場合の例です。
（※「不動産の表示」部分の書式が、記載例①②とは異なります。）



捨印

登記申請書

新しい住所
を記入

新しい住所、
氏名、連絡先
を記入し押印

住居番号設定通知書
(又は証明書)を添付

法務局へ申請する年月日
と提出先の法務局の名称
を記入

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和2年2月3日 住居表示実施

変更後の事項 住所 座間市 入谷西 **五** 丁目 **8** 番 **1-201**号

申請人 住所 座間市 入谷西 **五** 丁目 **8** 番 **1-201**号
氏名 **座間 太郎** 連絡先の電話番号 **000-000-0000**

添付書類 登記原因証明情報 **1** 通

令和 **XX** 年 **XX** 月 **XX** 日申請 **横浜地方** 法務局 **大和出張所** 御中

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

不動産の表示 登記済証(権利証)や登記事項証明書(登記簿
謄本)の記載どおり正確に記入。
ただし所在欄の町名は新町名にする。

不動産番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		
一棟の建物の表示			
所在	座間市 入谷西五丁目 345 番地		
建物の名称	座間マンション	新町名	所在地番(従来の地番)
専有部分の建物の表示		家屋番号(従来の番号)	
家屋番号	入谷西五丁目 345 番の201	建物の名称	201
種類	居宅	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造1階建
床面積	2 階部分 120.00 m ²		
敷地権の表示(土地の符号 1)		新町名	所在地番(従来の地番)
所在及び地番	座間市 入谷西五丁目 345 番		
地目	宅地	地積	1111.11 m ²
敷地権の種類	所有権	敷地権の割合	100分の1

不動産番号(13桁)を記載した場合は、破線で囲われた部分(土地の所在、地番、地目及び地積、建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。ただし、敷地権の種類、敷地権の割合は省略できません。

関係行政機関位置図

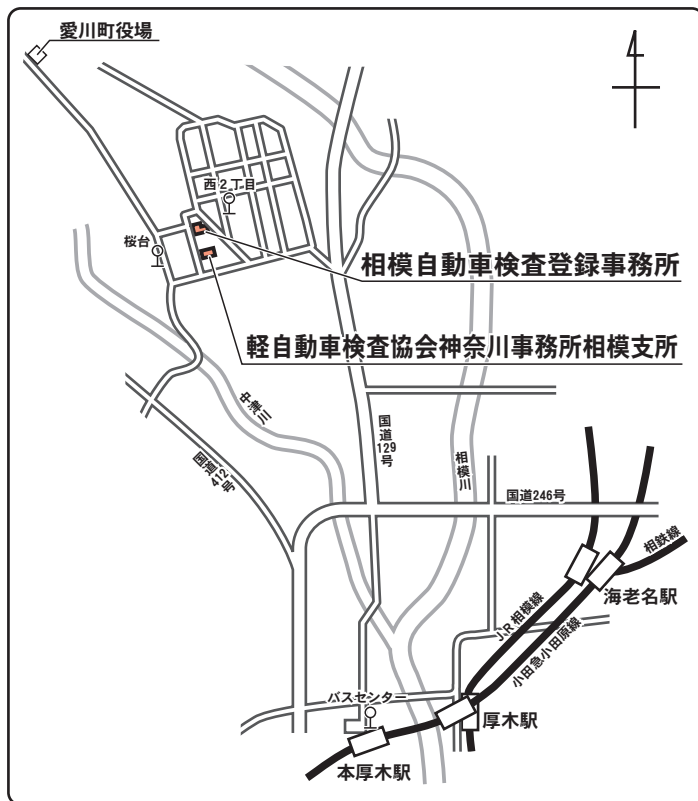


☆横浜地方法務局大和出張所

住所：大和市中央1-5-20

電話：046-261-2645

交通：小田急線・相鉄線「大和駅」より
徒歩5分



☆軽自動車検査協会 神奈川県事務所 相模支所

住所：愛川町中津字桜台4071-5

電話：050-3816-3120

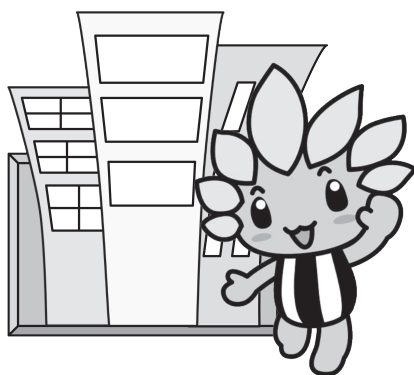
☆神奈川県運輸支局 相模自動車検査登録事務所

住所：愛川町中津字桜台7181

電話：050-5540-2037

よくある質問

- ☆Q-1 建物が建っていない土地にも住居表示はされますか
☆A-1 住居表示は建物に対して番号を付けるものです。したがって、建物が無い土地には番号は付きません。
- ☆Q-2 住所を選ぶことはできますか
☆A-2 希望する番号を選ぶことはできません。法令などにより規定された基準に従い決定されます。
- ☆Q-3 住居表示による住所変更を証明するものは何がありますか
☆A-3 実施前に配付する「住居番号設定通知書」と、実施日以降に発行する「住居表示証明書」です。どちらも効力は同じで、有効期限はありません。
- ☆Q-4 「住居表示証明書」はどこで発行できますか
☆A-4 市役所4階都市計画課、1階戸籍住民課及び各出張所で発行いたします。ただし、法人等の事業所につきましては、都市計画課のみで発行となります。
- ☆Q-5 「住居表示証明書」の発行に料金はかかりますか
☆A-5 無料で発行します。
- ☆Q-6 住居表示実施日に住居表示実施区域に住んでいませんでしたが、「住居表示証明書」は発行できますか
☆A-6 発行できません。住居表示が実施された時点で、実施区域内に住んでいる個人及び所在している法人が対象です。
- ☆Q-7 本籍更正通知書が届きましたが、本籍と住所が同じではありません
☆A-7 本籍は地番（土地の番号）を基に表しています。本籍は住所とは違い、町名のみ変更となっています。
- ☆Q-8 郵便番号は変更となりますか
☆A-8 郵便番号は252-0029に変更となります。
- ☆Q-9 実施前の住所で郵便物はどのくらいの期間届きますか
☆A-9 実施後数年の間（旧住所が確認できる限り）配達されるようですが、できるだけ速やかに、相手方に住所変更をお伝えください。
- ☆Q-10 住居表示実施に伴う各種手続は、いつからできますか。また、期限はありますか。
☆A-10 実施日以降に手続を行ってください。法人登記手続を除いて、各種手続は特に期限は定められていません。
- ☆Q-11 実施日以降に個人で契約をしている企業で手続をしようとしたが、システム対応が遅れているため、手続を断られました。いつから対応されるのでしょうか
☆A-11 各企業で対応は異なりますので、市ではお答えできません。



ざまりん[®]
座間市マスコットキャラクター



座間市 都市部 都市計画課 市街地整備係
TEL 046(252)7325〔直通〕